

令和5年度天理市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

天理市は、奈良県北部に位置し、大和平野東部より大和高原の一部にわたる。その農業地域は自然条件から平坦地域と中山間地域に大別されるが、いずれも都市近郊農業としての性格が強く、稲作を中心に地域の実情に即した農業を営んでいる。

地域別では、平坦地域には果菜類や軟弱野菜等の生産性の高い施設園芸が多く中山間地域には夏場の冷涼な気候を利用した軟弱野菜や山間特有の立地条件を活かした作物が栽培されており、両地域ともに土地生産性の高い集約的農業が展開されている。

しかしながら、本市においても農家の高齢化ないし担い手不足に起因する耕作放棄地の増加が深刻な問題となっており、今まで以上に意欲と能力のある農家、またはこれが中心となる営農集団に生産の相当部分が担われるような体制を構築することが課題になっている。そこで、農地の効率的利用や農作業の効率化を図りながら、担い手をより明確化しつつ、担い手農家へ農地の集積を進めることが必要になっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

天理市の特産品であるイチゴ・トマト・ナス・ホウレンソウの作付推進を図る。

また、天理ブランド制度を活用し、特産品のブランド化を図るとともに、開村したてのなら歴史芸術文化村内に設置されている直売所や市主催のイベント等での販売、関係機関との連携による高収益作物の収益性・付加価値の向上等に繋げるため、関係機関との協議を行いつつ、高収益作物による収益力強化に努める。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

現在、天理市の水稻一体化用紙に基づく調査結果では、水田面積は 1,313ha あり、うち水稻面積は 786ha、水稻以外の転作面積(不作地を含む)は 527ha となっており、うち 37ha はすでにハウス等の施設として利用されている。

天理市の営農形態の実情としては、主要作物は水稻であり、高齢化や後継者・担い手不足によって水田の不作付地が増えることが想定される中、水稻に比べ労働力が必要となる高収益作物等への作物転換は非常に難しい。

このような状況下にて天理市としては、担い手や新規就農者に対し、特産品であるイチゴ・柿・トマト・ナス・ホウレンソウの作付けの推進を行い、地域として定着を図っていく必要がある。

また、農地の集約を営農組織等で行っている地域については、担い手に対し農地の集約化を進めるとともに、大豆や麦等の畠作物の作付推進を行い、水田の放棄地化対策と畠地化等水田の有効活用を並行して進めていく必要がある。

加えて、水田における転作作物の生産性の向上を図るためにブロックローテーション方式の導入を推進する必要もある。

これらのこと踏まえ、今後、引き続き経営所得安定対策の加入者の拡大により水稻からの転換を推奨・周知するとともに、天理市としても特産品に対する市単助成を行いつつ、畠地化を含めた水田の有効活用を図っていく。

4 作物ごとの取組方針等

市内の約1299ha(不作付地を含む)の水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持・拡大を図ることとする。

(1) 主食用米

消費者ニーズに合ったブランド米を形成し、前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、需給事情にあつた計画生産を行う。

(2) 備蓄米

本年の作付けの予定はなし。

(3) 非主食用米

ア、米粉用米・飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、米粉用米、飼料用米を需要に応じた生産を行う。また、米粉用米、飼料用米の生産拡大にあたっては、産地交付金を活用した導入推進を図る。

イ～オ 米粉用米・新市場開拓用米・WCS用稻・加工用米

実需者の需要があれば、生産の推進を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

排水不良水田については、弾丸暗渠等による排水対策に取り組みながら、経営規模の拡大に努め、省力化栽培による生産振興を図る。また、石灰の散布等により土壌酸度の適正化を図ることにより収量の向上を目指す。

(5) そば、なたね

実需者の需要があれば、推進を図る。

(6) 地力増進作物

農業生産力の持続的な維持向上に向けて、「土づくり」を行うため、少ない労働力で農地の地力を増進させる地力増進作物の作付けの推進を図る。

(7) 高収益作物（園芸作物等）

品質の高位平準化、有利販売を行いつつ、収益性の高い品種誘導を行うことによって、経営の安定に努める。また、地域に合った作物を選定し、長期安定的に出荷できる体制を作る。

トマトは軟弱野菜との複合経営作物として、ホウレンソウは周年栽培作物として安定生産に努める。イチゴ・ナスは現行の作付面積を拡大する。

(8) 畑地化

水田を畠地化して畠作物の本作化を推進し、畠作物の需要に応じた生産を推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち二毛作		うち二毛作		うち二毛作
主食用米	810	0	662.68	0	662.68	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	0.77	0	0.8	0	3	0
米粉用米	0.86	0	0.7	0	0.7	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稻	0	0	0	0	0	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	6.2	0.71	6.2	0.7	7	0.8
大豆	8.46	8.27	8.2	8	4	4
飼料作物	0	0	0	0	0	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0	0	0	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	183.27	0	185.9	0	190	0
・イチゴ	20	0	21	0	22	0
・トマト	6.87	0	7	0	8	0
・ナス	3.81	0	4	0	4.5	0
・ホウレンソウ	17.4	0	18	0	18.5	0
・その他野菜	113.55	0	113.8	0	114	0
・花き・花木	3.36	0	3.5	0	4	0
・果樹	3.67	0	3.8	0	4	0
・その他の高収益作物	14.61	0	14.8	0	15	0
その他						
・						
畑地化	0	0	0.61	0	1	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値
				(前年度) 29.78ha	(R5年度) 33.8ha
1	イチゴ、トマト、ナス、ホウレンソウ [基幹]	特産物推進助成	作付面積拡大	(前年度) 29.78ha	(R5年度) 33.8ha
2	イチゴ、トマト、ナス、ホウレンソウ [基幹]	作付推進加算	作付面積拡大	(前年度) 12.94ha	(R5年度) 16.8ha
3	別紙で定める野菜、果樹、花き（個票①の対象作物を除く） [基幹]	作付推進助成	作付拡大	(前年度) 15.39ha	(R5年度) 15.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 奈良県

協議会名: 天理市地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	特産物推進助成	1	12,000	イチゴ、トマト、ナス、ホウレンソウ [基幹]	出荷・販売を行う対象作物の作付面積に応じて支援。
2	作付推進加算	1	6,000	イチゴ、トマト、ナス、ホウレンソウ [基幹]	出荷・販売を行う対象作物の3,000m ² 以上の作付に対して、作付面積に応じて支援。
3	作付推進助成	1	9,000	別紙で定める野菜、果樹、花き(個票①の対象作物を除く)[基幹]	出荷・販売を行う対象作物の作付面積に応じて支援。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

○産地交付金（作付推進助成）対象作物

10a当たり

分類名	作物名	単価	備考
その他作物	野菜	9,000 円	
	果樹 (新規植樹)		
	花き		

<留意事項>

①必ず営農計画書【確認野帳】に作物名を具体的に記載してください。なお、次の作物（切花、花壇苗、鉢花、花木、種苗類）については、現地確認のためには作物名が必要となることから営農計画書へは、できるだけ代表的な作物名をあわせて記載するようお願いします。

②年度をまたがって栽培される作物の取り扱い

令和5年度に収穫するものが助成対象となります。なお、作付を令和5年度に行っても収穫が令和6年度となる場合は、助成対象外となります。また、逆に令和4年度に作付けた作物であっても令和5年度に収穫する場合は、助成対象となります。

③主食用水稻と産地交付金対象作物の作付パターンの場合は、二毛作の交付対象外です。現地確認により水稻の作付がないことを確認します。